

『地域経済活性化 2023 サマープレミアム商品券』発行事業 実施要綱

(目的)

第1条 国が支援する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金：低所得世帯支援枠分」の対象世帯（住民税非課税世帯等）を除く世帯に対し、愛南町の店舗で使用できる「地域経済活性化 2023 サマープレミアム商品券」（以下「商品券」という。）を配布することで、物価高騰等で低迷する地元消費を下支えし、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、商工会とする。

(実施年度)

第3条 本事業の商品券発行の実施年度は、令和5年度とする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、12,600万円とする。

2 商品券販売冊数は、6,300冊とする。

(商品券の内容)

第5条 商品券は、1枚額面500円券を40枚で1冊とし、1冊単位で配布する。

2 商品券1冊の内訳は、愛南町内全店舗共通券28枚、小型店舗用地域券12枚とする。

(商品券の利用区分)

第6条 第5条第2項でいう愛南町内全店舗共通券及び小型店舗用地域券は、愛南町内の参加店舗で利用できるものとする。

2 小型店舗とは、大手スーパー、ホームセンター、ファミリーレストラン、ドラッグストアチェーン店等を除く店舗とする。

(券面表示事項)

第7条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行主体及びその所在地
- (2) 販売者及びその所在地
- (3) 利用可能な地域、金額、期間
- (4) 複製防止加工の表示
- (5) つり銭対応
- (6) 紛失、盗難の免責

(配布対象者)

第8条 令和5年6月1日において愛南町内に住所を有し、同年6月20日にも引き続き住所を有するもので、国が支援する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金：低所得世帯支援枠分」の支給対象者（令和4年度分の町民税均等割非課税世帯等）を除く世帯。

(配布数)

第9条 一世帯当たり1冊とする。

(配布方法)

第10条 対象世帯の世帯主に郵便により商品券を配布する。

(利用期間)

第11条 令和5年7月20日(木)から令和5年9月30日(土)までとする。有効期間を経過した商品券は無効とする。

(損失等の責務)

第12条 商品券の盗難、紛失、滅失の責務は負わないものとする。

(利用事業者)

第13条 商品券購入者が商品券を利用できる事業所は、商工会から参加店登録ステッカー等を渡された店舗とする。

(対象商品)

第14条 商品券は、取扱店舗が取扱う商品及びサービス等について、利用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いものの購入
- (2) 電子マネーへの入金(チャージ)
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) インターネットや通販などによる買い物に対する支払
- (5) 税金、振込手数料、公共料金等(電気・ガス・水道料金等)への支払い
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払い
- (7) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に係る支払い
- (8) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医療品を含む)
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (10) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (12) 商品券の交換又は売買

(つり銭)

第15条 商品券の額面に満たない利用のときであっても、不当利益の発生防止に配慮しつつ、つり銭は支払わないものとする。

(不正利用の損害)

第16条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者から損害金の全部を申し受けるものとする。

(参加店舗の募集期間)

第17条 参加店舗の募集期間は、令和5年5月22日(月)から令和5年6月5日(月)までとする。

(参加店舗の登録資格)

第18条 参加店舗の資格を有する者は、商工会の所管区域内で下記に掲げる業種を営む事業所とする。

- (1) 小売業
- (2) 飲食業
- (3) 宿泊業
- (4) サービス業

(参加店舗の登録申請)

第19条 商品券の取扱を希望する事業所は、「地域経済活性化2023サマープレミアム商品券参加店登録申請書兼誓約書」を商工会に提出し、商工会が受理した時点で参加店舗登録がなされたものとする。

(登録証の発行)

第20条 商工会は、登録申請を受け付けた後(受付番号を記載)、審査受理した場合は、申請事業所に対し参加店舗登録ステッカー等を渡さなければならない。

(換金期間)

第21条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和5年7月24日(月)から令和5年10月6日(金)までとし、原則として、商工会の営業日に換金請求を受け付けるものとする。

なお、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金請求場所)

第22条 取扱店舗は、消費者から受け取った商品券の換金の請求申請について、商工会に提出するものとする。

(支払方法等)

第23条 商工会は、取扱店舗から提出された商品券の換金申請書を受け取った場合は、換金申請書に基づき振込データを作成し、振込予定日に参加店舗が指定する口座に振り込むものとする。

(振込手数料)

第24条 振込手数料は、商工会が負担する。

(参加店の責務)

第25条 参加店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の販売、サービスの提供を行うこと。
- (2) 商工会から登録時に配布された地域経済活性化2023サマープレミアム商品券の参加店舗登録ステッカー及びポスターを消費者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券には、店舗名等を必ず押印又は記入すること。

- (4) 他店舗名の押印又は記入済みの商品券は、受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに警察、商工会に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (7) 商品券を事業取引に利用することは禁止する。
- (8) 商工会等が本事業に関して調査等を行うときには、協力をすること。
- (9) 本要綱に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

(参加店舗資格の喪失等)

第 26 条 参加店舗がこの要綱の規定に違反する行為が認められた場合は、参加店舗の資格取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(損失等の責務)

第 27 条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、参加店舗の責務とする。

(登録申請書の保管)

第 28 条 登録申請者から提出された登録申請書は商工会で保管するものとする。

(商品券の保管)

第 29 条 商品券の保管は、特に厳重に行い、商品券の紛失、盗難が発生したときは、速やかに商工会に盗難、紛失した旨を報告すること。

(問合せへの対応)

第 30 条 商工会は、消費者、参加店舗から問合せを受けた時、本要綱の規定に基づいて対応すること。

(要綱外の規定)

第 31 条 この要綱に定めのない事項については、商工会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。